

障がい福祉サービスを利用している方の 介護保険への引き継ぎフローチャート

～相談支援専門員からケアマネジャーへ～

引き継ぎ時の
ポイント！



65歳になる前に必要な手続き

65歳になると障がい福祉サービスを利用していた方も介護保険の利用が優先になるため、64歳になったら、介護保険申請案内が届く前（65歳になる3ヶ月前）までには以下のことを説明しておく必要がある。

- 該当すれば（介護保険の要支援1～要介護5）介護保険へ切り替わる可能性がある。
- 介護保険の場合、非課税世帯であっても利用者の自己負担が発生する。（生活保護受給者を除く）
- 介護保険では、障がい福祉サービスよりも支援できる範囲が狭まる場合もある。

①地域包括支援センターとの面談

利用者に介護保険の申請案内が来る前（64歳の間）に、利用者の承諾の上、利用者が住む圏内の地域包括支援センターに相談する。

面談をして、地域包括支援センターより、介護保険の説明や手続きについて利用者に説明する。

★この時に、地域包括支援センターに介護保険申請代行や介護保険の訪問調査の依頼をするか検討する。（本人申請も可能）

②要介護認定・要支援認定申請書を区役所へ提出する

65歳の誕生日の60日前が近付くと、介護保険申請の案内が利用者宅へ届く。

地域包括支援センターに訪問調査へ同席してもらう場合、相談支援専門員より地域包括支援センターへ連絡して、再度面談等を行う。

★相談支援専門員は利用者書類の確認の声をかけをしましょう。

※申請しても非該当の場合もある。

どんな書類が本人の手元に届くのか・・・

- 介護保険の申請時期のお知らせの案内（介護保険制度利用のお知らせ）
- ※申請の案内が届くだけで、申請書は同封されていない
- 福祉サービス継続の更新書類一式（介護給付費等支給申請書【支給決定更新専用】他）
- （障がい支援区分が切れる場合は）区分更新のための書類一式（介護給付費等支給申請書【障がい支援区分認定専用】他）

障がい福祉サービス受給者証は65歳になる2日前で切れる。介護保険に該当するかは介護保険の認定結果次第なので、福祉サービスも介護保険も切れた状態にならないよう、介護保険申請と同時に障がい福祉サービスの更新手続きも行っておく。

移行の際に必要な情報交換を行うため、計画相談開始時に個人情報の同意書を交わしているが、利用者には改めて地域包括支援センターやケアマネジャーに必要な情報を伝える旨を説明する。

ケアマネジャーと引き継ぎを行い、情報を共有した場合は、「居宅介護支援事業所等連携加算」が請求できる。

介護保険利用開始！

わからないことがあれば、ケアマネジャー・相談支援専門員で相談、連携を図る。

⑤ケアマネジャーと面談

利用者との面談・引き継ぎを行う。

利用者が希望しているサービスや利用できるサービスについて確認をする。

※サービス内容によっては障がい福祉サービスとの併用を検討する必要がある可能性もある。

④ケアマネジャーを決める

訪問調査の判定結果より、利用者の意向を基にケアマネジャーを探し、依頼する。決定次第、相談支援専門員より、ケアマネジャーへの引き継ぎをすすめる。

★相談支援専門員より必要な情報をケアマネジャーに伝えてよいか、利用者に承諾を得て、説明する。

③介護保険の訪問調査を受ける

利用者が訪問調査を受ける。

★必要であれば地域包括支援センターに調査に同席してもらう。

※同席してもらわなかった場合は、訪問調査後に報告する。

介護保険と障がい福祉サービスの併用の検討が必要な場合は、一度ケアプランを作成して足りない部分に対して区役所（障がい支援チーム）に相談する。

相談支援専門員は、本人了承のもと、ケアマネジャーへ情報共有の為、計画書を渡す。支援の現状を伝え介護保険に移行できるか確認する。基本情報（障がい手帳・医療の情報等）は面談時に本人から聞き取る。

<高額障がい福祉サービス等給付費（高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減）について>

介護度が「要介護」に該当し、介護保険サービスを受ける場合、介護保険での利用サービスや過去5年間の障がい福祉サービスの利用状況等いくつかの条件によっては、自己負担が償還される可能性がある。ただし、「要支援」該当の介護予防サービスや総合事業では償還制度は適用されない。

相談窓口の連絡先

介護保険

西淀川区役所 保健福祉課（高齢支援チーム）
西淀川区御幣島1-2-10（西淀川区役所2階）

TEL 06-6478-9859
FAX 06-6478-9989

西淀川区地域包括支援センター
西淀川区千舟2-7-7
（担当地域：柏里、花川、野里、歌島、
竹島、千舟、御幣島、佃）

TEL 06-6478-2943
FAX 06-6478-2945

西淀川区南西部地域包括支援センター
西淀川区福町2-4-16
（担当地域：大和田、姫里、姫島、福町、百島、
大野、出来島、中島、西島）

TEL 06-6476-3550
FAX 06-6476-3560

障がい福祉サービス

西淀川区役所 保健福祉課（障がい者支援チーム）
西淀川区御幣島1-2-10（西淀川区役所2階）

TEL 06-6478-9954
FAX 06-6478-9989

西淀川区障がい者基幹相談支援センター風の輪
西淀川区姫島5-3-16

TEL 06-4808-3080
FAX 06-4808-3082